

政令第 号

雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

雨水の利用の推進に関する法律の施行期日は、平成二十六年五月一日とする。

理由

雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。